

報告事項エ

平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

平成27年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

高等学校課

1 概要

高等学校入学者選抜

- 推薦入学者選抜検査日：平成28年2月10日(水)
一般入学者選抜検査日：平成28年3月8日(火)～9日(水)
推薦入学者選抜及び
一般入学者選抜の合格発表：平成28年3月16日(水)
再募集入学者選抜検査日：平成28年3月25日(金)
再募集入学者選抜の合格発表：平成28年3月28日(月)

2 主な変更点

鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

「平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項における主な変更点について(新旧対照表)」(別添)のとおり

3 主な配付先

県内高等学校、県内中学校、県内特別支援学校、米子工業高等専門学校、市町組合立教育委員会、県外指定地域教育委員会、県外指定地域中学校、各教育局、予備校、都道府県教育委員会、文部科学省、報道機関他
約900部配付(昨年度も約900部配付)

4 その他

(1) 東・中・西部3地区において、説明会を実施

| 地区 | 期 日 | 時 刻 | 会 場 |
|----|---------------|----------------|---------------|
| 東部 | 平成27年11月2日(月) | 午後2時30分～4時30分 | 県庁第2庁舎 |
| 中部 | 平成27年11月5日(木) | 午前9時30分～11時30分 | 倉吉未来中心 |
| 西部 | 平成27年11月5日(木) | 午後2時30分～4時30分 | 米子コンベンションセンター |

(2) 本要項は、県教育委員会高等学校課のホームページでも公開

平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項における主な変更点について(新旧対照表)

高等学校課

| 項目 | 変更理由 | 該当ページ | 変更内容 | |
|-----|---|---|--|---|
| | | | 【平成28年度(変更後)】 | 【平成27年度(変更前)】 |
| (1) | <p>県外志願者に関すること</p> <p>平成28年度入試より、県外指定地域以外の県外志願者が推薦入学者選抜に出願(一部の学校のみ)ができるようにしたため。</p> | <p>D8 D33 D36 D68 D69</p> | <p>●推薦入学者選抜出願 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。 県外志願者については、県教育委員会が指定する学校(科・コース)以外に出願することはできない。(P.69参照) ただし、県教育委員会が指定する県外の地域(以下「県外指定地域」という。)に居住する志願者については、県教育委員会が別に指定する学校(学科)に出願することができる。(P.68参照)</p> <p>●様式4号(推薦入学志願書・裏面)記載上の注意事項 6 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。</p> <p>●様式7号(推薦入学志願者数等報告書) ・県外志願者 ・県名 ・(注)1 県外志願者欄の県名欄には、当該都道府県名及び志願者数を記入すること。ただし、県外指定地域志願者である場合は、当該指定地域の市町村名及び志願者数を外数で記入すること。(例…兵庫県(1)、新温泉町(2))</p> <p>●平成28年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領</p> | <p>●推薦入学者選抜出願 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。 なお、県教育委員会が指定する県外の地域(以下「県外指定地域」という。)以外の県外志願者は、推薦入学者選抜に出願することはできない。</p> <p>●様式4号(推薦入学志願書・裏面)記載上の注意事項 6 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外指定地域志願者は都道府県名から記入すること。</p> <p>●様式7号(推薦入学志願者数等報告書) ・県外指定地域志願者 ・備考 ・(注)1 県外指定地域志願者欄の備考欄には、当該指定地域の市町村名及び志願者数を記入すること。例…新温泉町(1)</p> <p>●平成27年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領</p> |
| (2) | <p>出願方法の記載順</p> <p>出願の順序を、よりわかりやすくするため。 (推薦入試・一般入試・再募集入試)</p> | <p>D8 P11 P17</p> | <p>●出願方法 c 県外志願者については、県外志願者出願届(様式第29号)及びその添付書類を推薦入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。(P.68~69 平成28年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領参照)</p> <p>d 中学校長は、推薦入学志願者から推薦入学志願書の提出を受け、推薦することを認めた場合は、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。 なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。 (a) 推薦書(様式第5号) (b) 調査書(様式第1号) (c) 学習成績分布表(様式第3号) (d) 志願者数一覧表(様式第6号)</p> | <p>●出願方法 c 中学校長は、推薦入学志願者から推薦入学志願書の提出を受け、推薦することを認めた場合は、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。 (a) 推薦書(様式第5号) (b) 調査書(様式第1号) (c) 学習成績分布表(様式第3号) (d) 志願者数一覧表(様式第6号)</p> <p>d 県外指定地域の志願者については、県外志願者出願届(様式第29号)及びその添付書類を出願書類とともに志願先高等学校校長に提出することとする。(P.66~67 平成27年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領参照)</p> |
| (3) | <p>選抜手数料の納付方法に関する記載の仕方</p> <p>選抜手数料の2通りの納付方法について、よりわかりやすくするため。 (推薦入試・一般入試・志願変更・再募集入試)</p> | <p>D8 P11 P12 P17 P33 P41</p> | <p>●出願(推薦・一般) b 推薦入学志願者は、推薦入学志願書(様式第4号)に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円(定時制は1,000円)を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校(以下「志願先高等学校」という。)の校長に提出しなければならない。 なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。 (a) 鳥取県収入証紙による納付 推薦入学志願書の所定の欄にはり付ける。(消印をしてはならない。) (b) 現金による納付 推薦入学志願書に添える。</p> <p>●志願変更 ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、志願者は差額に相当する額(1,200円)を納付しなければならない。(納付方法は、先の出願と同様とする。)</p> <p>●出願(再募集) (a) 入学志願書(様式第11号、入学選抜手数料2,200円(定時制は1,000円))。納付方法は、一般入学者選抜と同様とする。</p> <p>●志願書(裏) 入学選抜手数料を鳥取県収入証紙で納付する場合は、鳥取県収入証紙をはり付け欄にはり付けること。</p> | <p>●出願(推薦・一般) b 推薦入学志願者は、推薦入学志願書(様式第4号)に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料として、2,200円(定時制は1,000円)に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け(消印をしてはならない。)出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校(以下「志願先高等学校」という。)の校長に提出しなければならない。 なお、入学選抜手数料は現金による納付でもよい。その場合、現金は推薦入学志願書に添え、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出すること。</p> <p>●志願変更 ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、志願者は差額に相当する額(1,200円)の鳥取県収入証紙を入学志願書にはり付けるものとする。なお、差額に相当する額(1,200円)は現金による納付でもよい。</p> <p>●出願(再募集) (a) 入学志願書(様式第11号、入学選抜手数料として2,200円(定時制は1,000円))に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付けること。(消印をしてはならない。)なお、入学選抜手数料は現金による納付でもよい。その場合、現金は入学志願書に添え、提出すること。</p> <p>●志願書(裏) 入学選抜手数料として鳥取県収入証紙をはり付けること。なお、現金による納付でもよい。</p> |
| (4) | <p>自己申告書についての注意事項</p> <p>受付事務を正確に行うため。</p> | <p>D57</p> | <p>●4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を封筒に入れて厳封の上、志願書とともに中学校長に提出する。その際、封筒の表に、中学校名・本人氏名を記入するとともに、「自己申告書在中」と明記する。</p> | <p>●4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を封筒に入れて厳封の上、志願書とともに中学校長に提出する。その際、封筒の表に、中学校名・本人氏名を記入する。</p> |
| (5) | <p>入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領</p> <p>表現が不適切だったため。</p> | <p>D65</p> | <p>●3 留意事項 (3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、特別措置の対象でなくとも、吃音等により話したり聞いたりすることに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。</p> | <p>●3 留意事項 (3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、吃音等話すことが負担になっている志願者については、特に配慮する。</p> |
| (6) | <p>用紙・様式のサイズ明記</p> <p>出願書類の作成を正確に行うため。</p> | <p>D27 D70</p> | <p>●調査書 1 用紙(B4判縦長)</p> <p>●様式第29号県外志願者出願届 表外の右下 (A4判縦長)</p> | <p>●調査書 1 用紙(明記せず)</p> <p>●様式第29号県外志願者出願届 表外の右下(明記せず)</p> |
| (7) | <p>県外志願者数の外数の例</p> <p>外数について、よりわかりやすくするため。</p> | <p>D36 D42</p> | <p>●様式第7号、第12号 ・(注)1 県外志願者欄の県名欄には、当該都道府県名及び志願者数を記入すること。ただし、県外指定地域志願者である場合は、当該指定地域の市町村名及び志願者数を外数で記入すること。(例…兵庫県(1)、新温泉町(2))</p> | <p>●様式第7号、第12号 ・(注)1 県外志願者欄の県名欄には、当該都道府県名及び志願者数を記入すること。ただし、県外指定地域志願者である場合は、当該指定地域の市町村名及び志願者数を外数で記入すること。(例…広島県(1)、新温泉町(2))</p> |
| (8) | <p>休業曜日の記載順</p> <p>要項の本文の記載順にそろえるため。</p> | <p>D33 D41</p> | <p>●(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く)。</p> | <p>●(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)。</p> |